

岡崎市水防計画

平成28年2月修正

岡崎市

岡崎市水防計画

<目次>

第1章 総則.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 用語の定義.....	1
1.3 水防の責任等.....	4
1.4 水防計画の作成及び変更.....	5
1.5 安全配慮.....	6
第2章 水防非常配備体制.....	7
2.1 市の水防組織.....	7
2.2 水防本部員の非常配備.....	7
2.3 消防団の非常配備.....	7
第3章 重要水防箇所.....	8
第4章 予報及び警報.....	9
4.1 気象庁が行う予報及び警報.....	9
4.2 洪水予報河川における洪水予報.....	12
4.3 水位周知河川における水位到達情報.....	14
4.4 水防警報.....	15
4.4.1 安全確保の原則.....	15
4.4.2 洪水時の河川に関する水防警報.....	15
第5章 水位等の観測、通報及び公表.....	19
5.1 水位の観測、通報及び公表.....	19
5.2 雨量の観測及び通報.....	19
5.3 愛知県水防テレメータシステム.....	20
第6章 ダム・水門等の操作.....	21
6.1 ダム・水門等.....	21
6.2 操作の連絡.....	21
6.3 連絡系統.....	21
第7章 通信連絡.....	22
7.1 計画方針.....	22
7.2 水防時における通信連絡及び警報伝達.....	22
7.3 その他の通話施設の使用.....	22
第8章 水防施設及び輸送.....	23
8.1 水防倉庫及び水防資器材.....	23
8.2 輸送の確保.....	23
第9章 水防活動.....	24
9.1 巡視及び警戒.....	24
9.2 水防作業.....	24
9.3 避難のための立退き.....	24

9.4	水防設備の解除.....	25
第10章	協力及び応援.....	26
10.1	河川管理者の協力.....	26
10.2	下水道管理者の協力.....	26
10.3	隣接水防管理団体との相互協力.....	26
10.4	警察官の援助要求.....	27

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛知県知事から指定された指定水防管理団体たる岡崎市が、同法第33条第1項の規定に基づき、岡崎市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、岡崎市の地域にかかる河川又は内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 岡崎市防災会議

災害に対する防災体制を確保するとともに、災害対策の迅速、円滑なる実施及び関係方面の緊密なる相互協力を図るため、災害対策基本法に基づき設置する機関。

(2) 岡崎市災害対策本部

災害対策に対する一元的体制を確保し、防災、災害救助、災害警備、災害復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するために水防管理者が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関。

(3) 岡崎市水防本部

洪水等のおそれがある事を知り、市長が水防活動の必要があると認めたときに設置するもので、市内における水防を統括するため、岡崎市役所内に設置する機関。

(4) 水防管理団体（法第2条第1項）

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいい、本計画においては岡崎市をいう。

(5) 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。

(6) 水防管理者（法第2条第2項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいい、本計画においては岡崎市長をいう。

(7) 消防機関（法第2条第3項）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(8) 消防機関の長（法第2条第4項）

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいい、本計画においては岡崎市消防本部消防長をいう。

(9) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(10) 量水標管理者（法第2条第6項、法第10条第3項、法第12条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。

(11) 水防協力団体（法第 36 条第 1 項）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

(12) 洪水予報河川（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

(13) 水防警報（法第 2 条第 7 項、法第 16 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(14) 水位周知河川（法第 13 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(15) 水位周知下水道（法第 13 条の 2）

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

(16) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(17) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(18) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(19) 避難判断水位

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(20) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(21) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(22) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(25) 洪水浸水想定区域（法第 14 条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。

(26) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①消防機関が水防事務を十分に処理できないと認める場合における、水防団の設置（法第5条）
- ②平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ③水位の通報（法第12条第1項）
- ④水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- ⑤内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- ⑥浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑨水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑩警戒区域の設定（法第21条）
- ⑪警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑫他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑬堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑭公用負担（法第28条）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑰水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑱水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑳水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉑消防事務との調整（法第50条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周

- 知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑪水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- ⑫水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑬避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑭緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑮水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑯水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑰水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（3）国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑤水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑨水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑩都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（5）居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

（6）水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第 25 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

（1）水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必

要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るとともに、愛知県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 防災会議の設置

市は、災害対策基本法に基づき防災会議を設置し、防災会議において水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するものとする。

1.5 安全配慮

洪水又は内水のいずれにおいても、水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防従事者自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防非常配備体制

2.1 市の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表等により、洪水又は内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

岡崎市水防本部は水防活動に特に関係の深い部課で編成し、各部課の所掌事務細分については、岡崎市災害対策本部活動要領の定めるところによる。

2.2 水防本部員の非常配備

水防時、水防本部長の発する非常配備体制を次のように定め、水防活動、応援救護、応援対策等の一体的活動を期するものとし、常時の勤務から水防体制への切りかえを迅速確実に行うとともに適当に交替休憩せしめて、長期にわたる水防活動の完遂を期するものとする。

(1) 非常配備の基準

非常配備は、岡崎市地域防災計画 風水害等対策計画 第3編第1章第1節に規定する体制をとるものとする。

(2) 非常配備員の編成

所属長は、所属職員の各非常配備の編成を別途に計画するものとする。

(3) 非常配備員の留意事項

- ①非常配備員は、全力をあげて分担事務の遂行に努めなければならない。
- ②非常配備員の要員は、常に気象状況等に注意し、直ちに非常配備に即応した配備につくことができるように留意しなければならない。
- ③非常配備員の要員は、非常配備体制中は自らの配備時期を確認するとともに不急の外出は避け待機しなければならない。

2.3 消防団の非常配備

消防団の非常配備については、水防本部長の所轄のもと消防団長の命令により、次のとおり体制を整えるものとする。

(1) 出動準備

- ①河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- ②豪雨等により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき。
- ③気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水等の危険が予想されるとき。

(2) 出動及び応援

- ①河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。
- ②台風が本市若しくはその近くを通過する恐れがあるとき。
- ③河川の水位がダム放流により、氾濫注意水位に達する見込みのとき。
- ④その他気象予報、洪水予報、水防警報等により、消防団の出動及び応援を要すると認めたとき。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料1-1(1)のとおりであり、市内の設定箇所は、資料1-2(1)のとおりである。

県及び市町村管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料1-1(2)のとおりであり、県管理河川における市内の設定箇所は、資料1-2(2)、市管理河川における設定箇所は、資料1-2(3)のとおりである。

また、ため池における注意箇所は、資料1-3のとおりであり、水樋門等における注意箇所は、資料1-4のとおりである。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

名古屋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を中部地方整備局長及び愛知県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 暴風警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨注意報・警報発表基準)

種類	地域名	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報	西三河南部	岡崎市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=60	96
大雨警報			平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=90	136
<p>【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※欄中、R1 は 1 時間雨量を示す。 ※平坦地とは概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域。 ※土壌雨量指数基準は 1 km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。</p>				

(大雨特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

(洪水注意報・警報発表基準)

種類	地域名	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
洪水注意報	西三河南部	岡崎市	平坦地： R1=30 平坦地以外： R1=60	乙川流域=14 鹿乗川流域= 6 広田川流域=14	—
洪水警報			平坦地： R1=50 平坦地以外： R1=90	乙川流域=22 鹿乗川流域= 7 広田川流域=18	—
<p>【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※欄中、R1、R3 はそれぞれ 1 時間雨量、3 時間雨量を示す。 ※平坦地とは概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域。 ※欄中、「〇〇川流域=〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇以上」を意味する。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。</p>					

(暴風警報発表基準)

現象の種類	基準
暴風	平均風速が陸上 20m/s を超えると予想される場合

(その他の気象情報)

種類	基準
熱帯低気圧に関する情報	<ol style="list-style-type: none">24 時間以内に台風になると予想した熱帯低気圧のうち、日本へ接近（おおよそ 300km 以内）が見込まれるものを対象として発表される。実況と 24 時間後の予想位置を、6 時間ごとに 1 日 4 回発表される。情報の対象となった熱帯低気圧が台風にならなかった場合や日本への影響がなくなった場合には終了される。情報の対象となった熱帯低気圧が台風になった場合には台風情報として発表を継続する。
気象情報	<ol style="list-style-type: none">災害に結びつくような顕著な減少の発現が予想されるが、注意報・警報を発表するに至らない場合などに予告的に発表するときと、顕著な現象が切迫している、あるいは発現して注意報・警報を発表している場合等に注意報・警報を補完するために発表するときがある。1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨が観測された場合（「記録的短時間大雨情報」）。 <p>※ 気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間又はそれ以上の長期間にわたって続き、災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表する情報を「天候情報」という。</p>

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区 域	洪水予報発表責任者
矢作川	左岸 豊田市川田町2丁目 29 番地先から海まで	国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所長 名古屋地方気象台長
	右岸 豊田市荒井町字松島 321 番 4 地先から海まで	

②洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	河口からの距離	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
矢作川	高橋	豊田市中島町	右岸 40.4km	1.00m	2.70m	5.90m	6.80m
	岩津	岡崎市西蔵前町	左岸 29.2km	4.00m	4.90m	7.80m	8.50m
	米津	西尾市米津町	右岸 9.8km	4.90m	6.00m	9.90m	10.30m

矢作川 はん濫警戒情報

矢作川 第 号
洪水警報（発表）
平成 年 月 日 時 分
国土交通省 豊橋河川事務所
気象庁 名古屋地方気象台

共同発表

（見出し）

矢作川では 今後はん濫危険水位に達する見込み

（主文）

矢作川の 水位観測所では、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。
市町村からの避難情報に留意してください。

（現況分）

台風第 号の大雨により、降り始めの 日 時までの、矢作川流域の流域平均雨量は、
ミリに達しました。

また、1時間に ミリの雨が降っています。矢作川の水位は 日 時 分現在、次のとおりです。

（1） 水位観測所で m

（水位危険度レベル2）上昇中

（予想文）

この雨は今後一層強まるでしょう。

日 時から 日 時までの、矢作川流域の流域平均雨量は、 ミリの見込みです。
矢作川の水位は 日 時 分頃には、次のとおりと見込まれます。

（1） 水位観測所で m程度

（水位危険度レベル4）

（注意事項）

洪水警報は、避難勧告等の目安のひとつとなる情報ですので、市町村が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。

[参考資料]

水位観測所〔 市 町〕

受け持ち区間

左岸： 市

右岸： 市

はん濫危険水位 m 避難判断水位 m

はん濫注意水位（警戒水位） m

平常水位 m

水位危険度レベル

■レベル5 はん濫の発生

■レベル4 はん濫危険水位超過

■レベル3 避難判断水位超過

■レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過

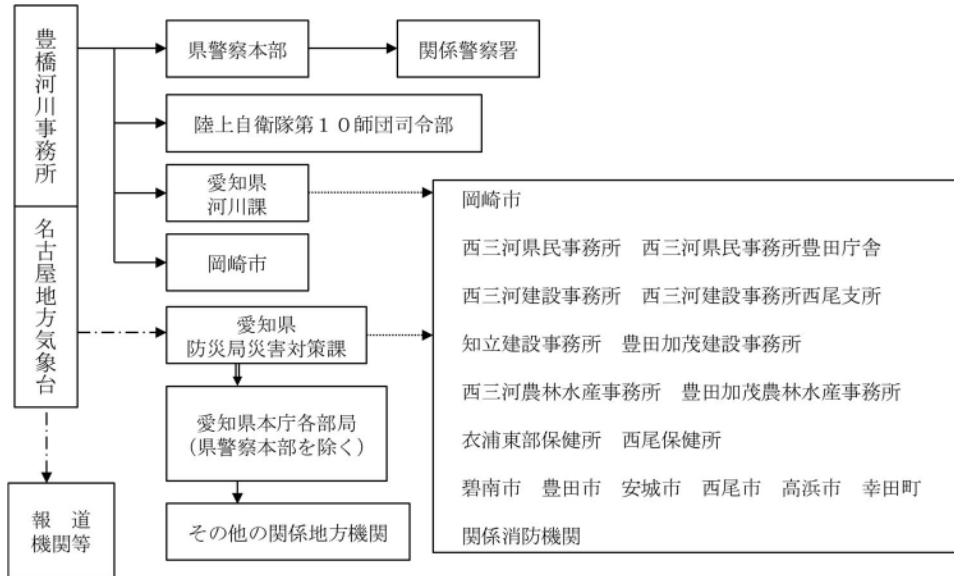
■レベル1 水防団待機水位超過

問合せ先

水位関係：国土交通省 豊橋河川事務所 調査課 TEL(0532)48-8107

気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 観測予報課 TEL(052)751-0909

④洪水予報伝達系統



4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知

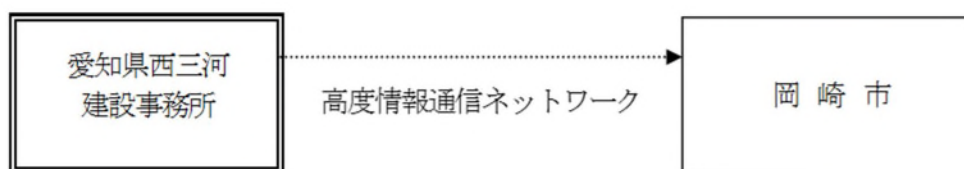
①水位到達情報の通知を行う河川及びその区域

河川名	区域		
矢作古川	矢作川分流点	から	海 まで
乙川	男川合流点	から	矢作川合流点 まで
広田川	柳川合流点	から	矢作古川合流点 まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	発表者
矢作古川	小島 (左岸 13.3km 付近)	4.10m	4.80m	5.40m	6.00m	6.40m	西三河建設 事務所長
	上横須賀矢作 (左岸 6.96km 付近)	3.80m	4.50m	5.30m	6.00m	6.30m	
乙川	大平 (左岸 7.50km 付近)	1.70m	2.40m	2.80m	2.90m	3.60m	
広田川	永良 (右岸 2.90km 付近)	2.10m	2.90m	3.40m	3.90m	4.40m	

③水位到達情報の伝達系統



4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.4.2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。

準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域	水防警報発表責任者
矢作川	左岸 豊田市川田町2丁目29番地先から海まで	国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所長
	右岸 豊田市荒井町字松島321番4地先から海まで	

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	河口からの距離	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高 水位	担当官署
矢作川	高橋	豊田市中島町	右岸 40.4km	1.00m	2.70m	3.40m	7.22m	豊橋河川 事務所
	岩津	岡崎市西蔵前町	左岸 29.2km	4.00m	4.90m	6.40m	10.89m	
	岡崎	岡崎市八帖町	左岸 23.2km	4.90m	5.80m	7.50m	10.72m	
	米津	西尾市米津町	右岸 9.8km	4.90m	6.00m	7.50m	10.87m	

③水防警報の発表形式

川	
---	--

水防警報	第	号
------	---	---

--

国土交通省 豊橋河川事務所 発表
平成 年 月 日 時 分

(現況)	1-1	時 分現在 水位 観測所では mで、 上昇している。
	1-2	観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	観測所の水位は 時 分の mを最高とし、 下降している。
	1-4	時 分現在 観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /sである。
	3	流域の雨量は、 時現在 観測所で mmに達している。
(予想)	4	地方气象台 時 分の発表によれば 日 時から 日 時までの降水量は多い所で mm(24 時間)の見込みである。
	5	時 分発表の 洪水予報 号によれば 水位観測所 の水位は 時に mになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

水防警報・洪水予報の発表状況		
洪水予報	矢作川	
水防警報	高橋	
	岩津	
	岡崎	
	米津	

月 日 時 分		時点の水位(量水票の読み m)					
観測所	現在水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
高橋		1.00	2.70	3.40	5.90	6.80	7.22
岩津		4.00	4.90	6.40	7.80	8.50	10.89
岡崎		4.90	5.80	7.50	—	—	10.72
米津		4.90	6.00	7.50	9.90	10.30	10.87

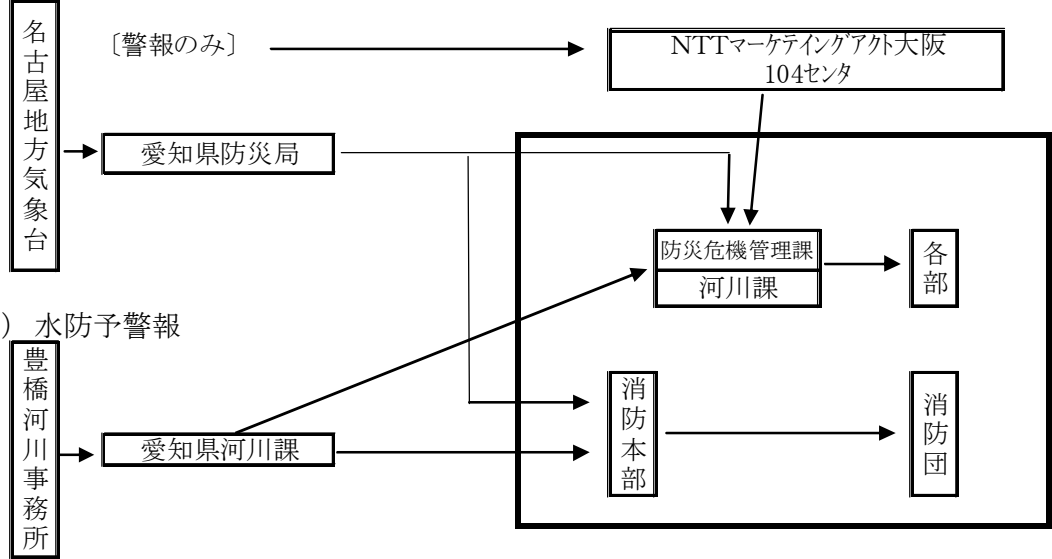
(注意事項)

- ・水位の情報は最新のものを確認する
インターネット <http://www.river.go.jp/>
携帯(i mode) <http://i.river.go.jp/>
- ・河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡

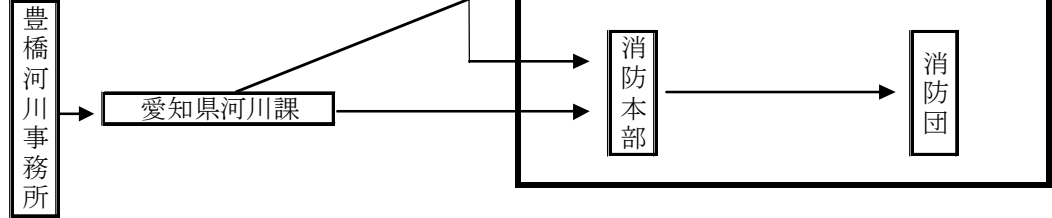
問合せ先
国土交通省 豊橋河川事務所
災害対策室 0532-48-8903
調査課 0532-48-8107

④水防警報の伝達系統

(1) 気象予警報



(2) 水防予警報



第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が7箇所ある。また、国土交通省管理の水位観測所が3箇所、市管理の水位観測所が8箇所ある。

詳細は、資料2のとおりである。

(2) 水位の通報

①水防管理者又は量水標管理者は、愛知県水防テレメータシステム等により洪水のおそれがあることを自ら知り、又は4.2の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が資料2に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

②各建設事務所長は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに県水防本部に通報するものとする。

③水防本部は、水位の通報を受けたときは、氾濫水が到達するおそれのある区域の水防本部及び建設事務所に直ちに通報するものとする。

(3) 水位の公表

水防管理者又は量水標管理者は、量水標等の示す水位が資料2に定める氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

洪水予報・水防警報・避難判断水位（特別警戒水位）情報伝達に係る基準観測局からの水位情報を、愛知県水防本部を通じて国土交通省ホームページ「川の防災情報」（<http://www.river.go.jp>）又は愛知県ホームページ「愛知県川の防災情報」（<http://www.kasen-owari.jp>）に掲載し、公表する。

水防団待機水位（指定（通報））情報の通報については、国土交通省統一河川情報システム、又は愛知県水防テレメータシステムが正常に機能している場合は省略することができる。

5.2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

市内及び市が関係する雨量観測所は、県管理の雨量観測所が7箇所ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が4箇所、気象庁管理の雨量観測所が1箇所、市管理の雨量観測所が21箇所ある。

詳細は、資料3のとおりである。

(2) 雨量の通報

各建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報し、水防本部はその情報を関係する建設事務所に通報するものとする。

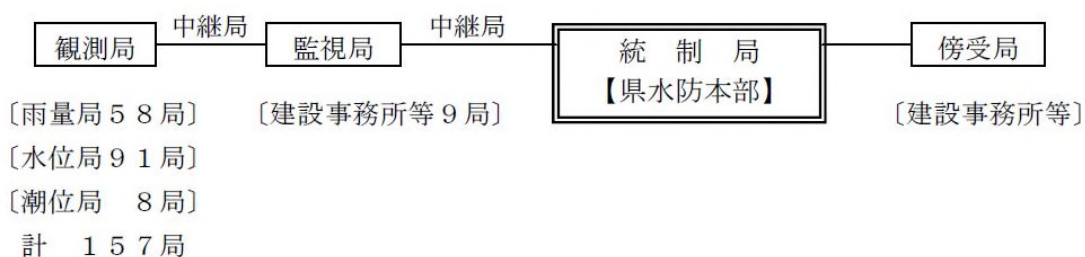
愛知県水防テレメータシステムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

5.3 愛知県水防テレメータシステム

(1) 概要

無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムであり、県水防本部と各建設事務所間で整備している。

(2) 構成



第6章 ダム・水門等の操作

6.1 ダム・水門等

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

6.2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

6.3 連絡系統

資料4の連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第7章 通信連絡

7.1 計画方針

水防活動の根源である災害時の通信情報連絡手段は原則的には有線通信設備によるものとするが、大災害時等における有線の途絶を考慮し無線通信手段の活用を図るため、無線通信設備が設置してある施設については、有線通信及び無線通信を併用していくものとする。

7.2 水防時における通信連絡及び警報伝達

法第15条第1項に基づく水防時における通信連絡及び警報伝達については、岡崎市地域防災計画の定めるところによる。

市の主要な災害通信施設は、資料5のとおりであり、市の無線通信系統は資料6のとおりである。

7.3 その他の通話施設の使用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合のその他の通話施設の使用については、関係機関と事前に調整を行い、(携帯電話も不通の場合を想定して)使用可能な通信施設を明確にしておくものとする。

第8章 水防施設及び輸送

8.1 水防倉庫及び水防資器材

- ①市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料7のとおりである。
- ②水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省豊橋河川事務所長又は愛知県西三河建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

8.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するための、緊急輸送経路図は資料8のとおりである。

第9章 水防活動

9.1 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第10章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料1-2、資料1-3及び資料1-4に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

9.2 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

9.3 避難のための立退き

①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、岡崎警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を愛知県西三河建設事務所長に速やかに報告するものとする。

③水防管理者は、岡崎警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

9.4 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 協力及び応援

10.1 河川管理者の協力

河川管理者中部地方整備局長〔愛知県知事、岡崎市長〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の水防管理者と水防団等による合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

10.2 下水道管理者の協力

下水道管理者愛知県知事〔岡崎市長〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

10.3 隣接水防管理団体との相互協力

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めるものとする。

また、隣接水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

10.4 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、岡崎警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ岡崎警察署長と協議しておくものとする。